

令和7年度Music Fusion in Kyoto 音楽祭開催等業務（企画・制作等業務）委託に係る質問及び回答について

質 問		回 答
1	実施計画（素案）に記載のオーケストラコンサート/室内楽コンサートの「公演日」「会場」は確定ですか？	Music Fusion in Kyoto音楽祭 令和7年度 事業実施計画（素案）に記載のオーケストラコンサート及び室内楽コンサートの「公演日」「会場」は想定です。
2	実施計画（素案）に記載のオーケストラコンサート/室内楽コンサートの「出演者（豊嶋監督を含む8名）」は確定ですか？ 記載の出演者を起用した公演企画を検討することが、条件として求められていますか？ 評価項目に"演奏者の提案"が入っていますが、この8名の奏者を入れることが評価になるということでしょうか？	音楽監督は豊嶋泰嗣氏で確定とします。そのほかの出演者は、Music Fusion in Kyoto音楽祭 令和7年度 事業実施計画（素案）作成時点の想定です。 企画提案において、上記事業実施計画（素案）で想定する出演者の起用は、条件とするものではなく、直接評価につながるものでもありません。 この公募は、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定するものであり、企画提案そのものを選定するものではありません。
3	実施計画（素案）に"実施計画に記載の会社や個人への問い合わせを禁じる"となっております。 所属マネジメントや個人に確認を取らず、上記8名の出演料はどのように価格提案書に計上すればよいのでしょうか？	Music Fusion in Kyoto音楽祭 令和7年度 事業実施計画（素案）に記載のない所属マネジメントや個人への問合せを禁じるものではありません。 可能な範囲で調査し、価格提案書を作成してください。